議案第１２号

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和５年２月１４日

提出者　東京都板橋区長　坂　本　　健

東京都板橋区手数料条例の一部を改正する条例

東京都板橋区手数料条例（平成１２年板橋区条例第１０号）の一部を次のように改正する。

別表１７０の項及び１７１の項を次のように改める。

１７０　都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５３条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額） ⑴　申請に併せて区長が指定する者（以下「適合性確認機関」という。）が作成した都市の低炭

			素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 　次のアからウまでに掲げる住宅及び建築物の区分に応じ、それぞれ定める額 ア　一戸建ての住宅 　　１件につき４，７００円 イ　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。） 　次の(ｱ)から(ｳ)までに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額 (ｱ)　住戸部分（人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。） 　１棟の総戸数が１のものは１部分につき４，７００円、２以上５以下のものは１部分につき９，４００円、６以上１０以下のものは１部分につき１６，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき２７，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき４５，０００円、５１以上１００以

			下のものは１部分につき８２，０００円、１０１以上２００以下のものは１部分につき１３１，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき１７０，０００円、３０１以上のものは１部分につき１８５，０００円 (ｲ) 共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき９，３００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１６，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき２６，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき８０，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，００

０平方メートル以内のものは１部分につき１２６，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき１６０，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき２００，０００円

(ｳ) 非住宅部分（住戸部分、共用部分以外の部分をいう。以下この項及び１７１の項において同じ。）

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき９，３００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１６，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき２６，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき８０，０００円、５，０００平方

			メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき１２６，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき１６０，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき２００，０００円 ウ　その他の建築物 当該建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のものは１件につき９，３００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１件につき１６，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１件につき２６，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１件につき８０，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１件につき１２６，０００円、１０，０００平方

			メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１件につき１６０，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１件につき２００，０００円 ⑵　その他の場合 次のアからウまでに掲げる住宅及び建築物の区分に応じ、それぞれ定める額 ア　一戸建ての住宅 ㈠　誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）をいう。以下同じ。）による場合 １件につき２１，０００円 ㈡　誘導仕様基準以外による場合 １件につき３５，０００円 イ　共同住宅等 次の㈠から㈢までに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額

		㈠　住戸部分 a　誘導仕様基準による場合 １棟の総戸数が１のものは１部分につき２１，０００円、２以上５以下のものは１部分につき３９，０００円、６以上１０以下のものは１部分につき５６，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき８０，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき１２０，０００円、５１以上１００以下のものは１部分につき１８２，０００円、１０１以上２００以下のものは１部分につき２６１，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき３４０，０００円、３０１以上のものは１部分につき３９０，０００円 b　誘導仕様基準以外による場合 １棟の総戸数が１のものは１部分につき３５，

			０００円、２以上５以下のものは１部分につき６９，０００円、６以上１０以下のものは１部分につき９７，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき１３７，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき１９７，０００円、５１以上１００以下のものは１部分につき２８３，０００円、１０１以上２００以下のものは１部分につき３８５，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき５０８，０００円、３０１以上のものは１部分につき６００，０００円 (ｲ) 共用部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき１０９，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１３８，０００円、１，０００平方メー

			トルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき１８０，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき２８０，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき３５９，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき４２９，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき５００，０００円 (ｳ)　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき２４２，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき３００，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部

			分につき３８４，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき５４６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき６７０，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき７８９，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき９００，０００円 ウ　その他の建築物 当該建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のものは１件につき２４２，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１件につき３００，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１件につき３８４，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のも

		のは１件につき５４６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１件につき６７０，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１件につき７８９，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１件につき９００，０００円
１７１　都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第１項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	次の⑴及び⑵に掲げる区分に応じ、次に掲げる額（申請に併せて都市の低炭素化の促進に関する法律第５５条第２項の規定において準用する同法第５４条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額（特定建築基準適合審査をするよう申出があった場合においては一の建築物について１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）

			⑴　申請に併せて適合性確認機関が作成した都市の低炭素化の促進に関する法律第５４条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 　次のアからウまでに掲げる住宅及び建築物の区分に応じ、それぞれ定める額 ア　一戸建ての住宅 　　１件につき３，３００円 イ　共同住宅等 　次の㈠から㈢までに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額 ㈠　住戸部分 　１棟の総戸数が１のものは１部分につき３，３００円、２以上５以下のものは１部分につき６，６００円、６以上１０以下のものは１部分につき１１，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき１９，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき３２，０００円、５１以上１００以下のものは１部分につき５８，０００円、１０１以上

２００以下のものは１部分につき９３，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき１２２，０００円、３０１以上のものは１部分につき１３４，０００円

(ｲ) 共用部分

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき６，５００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１１，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき１８，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき５６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき８８，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは

			１部分につき１１２，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき１４０，０００円 (ｳ)　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき６，５００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１１，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき１８，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき５６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき８８，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき１１２，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部

			分につき１４０，０００円 ウ　その他の建築物 当該建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のものは１件につき６，５００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１件につき１１，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１件につき１８，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１件につき５６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１件につき８８，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１件につき１１２，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１件につき１４０，０００円 ⑵　その他の場合 次のアからウまでに掲げる住宅及び建築物の区分に応じ、それぞれ定める額

			ア　一戸建ての住宅 ㈠　誘導仕様基準による場合 １件につき１５，０００円 ㈡　誘導仕様基準以外による場合 １件につき１８，０００円 イ　共同住宅等 次の㈠から㈢までに掲げる申請及び認定単位の区分に応じ、それぞれ定める額 ㈠　住戸部分 ａ　誘導仕様基準による場合 １棟の総戸数が１のものは１部分につき１５，０００円、２以上５以下のものは１部分につき２７，０００円、６以上１０以下のものは１部分につき４０，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき５６，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき８５，０００円、５１以上１００以下のものは１部分につき１２８，０００

			円、１０１以上２００以下のものは１部分につき１８４，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき２４１，０００円、３０１以上のものは１部分につき２７８，０００円 b　誘導仕様基準以外による場合 １棟の総戸数が１のものは１部分につき１８，０００円、２以上５以下のものは１部分につき３７，０００円、６以上１０以下のものは１部分につき５２，０００円、１１以上２５以下のものは１部分につき７４，０００円、２６以上５０以下のものは１部分につき１０８，０００円、５１以上１００以下のものは１部分につき１５９，０００円、１０１以上２００以下のものは１部分につき２２１，０００円、２０１以上３００以下のものは１部分につき２９１，

			０００円、３０１以上のものは１部分につき３４２，０００円 (ｲ) 共用部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき５７，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき７２，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき９６，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき１５６，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき２０５，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき２４７，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき２９０，０００

			円 (ｳ)　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以内のものは１部分につき１２３，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１部分につき１５４，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１部分につき１９８，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１部分につき２９０，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１部分につき３６１，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１部分につき４２７，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１部分につき４９１，０００円 ウ　その他の建築物

		当該建築物の延べ面積が３００平方メートル以内のものは１件につき１２３，０００円、３００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のものは１件につき１５４，０００円、１，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のものは１件につき１９８，０００円、２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のものは１件につき２９０，０００円、５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のものは１件につき３６１，０００円、１０，０００平方メートルを超え２５，０００平方メートル以内のものは１件につき４２７，０００円、２５，０００平方メートルを超えるものは１件につき４９１，０００円

別表１７２の項額の欄２⑴中「備考第３号及び第４号」を「備考第１号及び第２号」に改める。

別表１７２の３の項及び１７２の４の項を次のように改める。

１７２の３　建築物のエネルギー消費性能の向上	建築物エネルギー消費性能向上計	次の１及び２に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向

	に関する法律第３５条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	画認定申請手数料	上に関する法律第３５条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） １　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合 ⑴　一戸建て住宅 ５，１００円 ⑵　⑴以外の建築物 ア　住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。） 当該部分の床面積の合計

			が３００平方メートル未満のものは９，７００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２１，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは４６，０００円、５，０００平方メートル以上のものは８１，０００円 イ　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは９，７００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１６，７００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２７，１００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８０，４００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは１２８，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１６

			１，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは２０１，０００円 ２　１以外の場合 ⑴　一戸建て住宅 ア　誘導仕様基準による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２０，０００円、２００平方メートル以上のものは２２，０００円 イ　誘導仕様基準以外による場合 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは３４，４００円、２００平方メートル以上のものは３８，４００円 ⑵　⑴以外の建築物 ア　住宅部分 ㈠　誘導仕様基準による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは３８，０００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは６６，０００円、２，０００平

			方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１１８，０００円、５，０００平方メートル以上のものは１７９，０００円 (ｲ) 誘導仕様基準以外による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６９，１００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１１６，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１９６，０００円、５，０００平方メートル以上のものは２８１，０００円 イ 非住宅部分 (ｱ) モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第１０条第１号イ(1)の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下この項において「屋内周囲空間

			の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。１７２の４の項において同じ。）による場合 　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは８７，１００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１１０，７００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１４５，７００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは２３５，７００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは３０９，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは３７１，０００円、２５，０００平方メート

			ル以上のものは４３５，０００円 ㈾　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。１７２の４の項において同じ。）による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは２２７，１００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは２８４，４００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは３６７，１００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５２３，７００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは６４６，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０

		００平方メートル未満のものは７６３，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは８７１，０００円
１７２の４　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第１項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	次の１及び２に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３６条第２項において準用する同法第３５条第２項の規定に基づく申出があった場合においては、一の建築物について１２５の３の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに１０８の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の４に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について１２５の４の項又は１２５の５の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） １　申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第３５条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

			⑴　一戸建て住宅 ３，７００円 ⑵　⑴以外の建築物 ア　住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，９００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１５，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３２，０００円、５，０００平方メートル以上のものは５７，０００円 イ　非住宅部分 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６，９００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１１，８００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１９，１００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは５６，４００円、５，０００平方メートル以上１

０，０００平方メートル未満のものは９０，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは１１３，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは１４１，０００円

２　１以外の場合

⑴　一戸建て住宅

ア　誘導仕様基準による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは１４，０００円、２００平方メートル以上のものは１５，０００円

イ　誘導仕様基準以外による場合

当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のものは２４，２００円、２００平方メートル以上のものは２７，０００円

⑵　⑴以外の建築物

ア　住宅部分

㈠　誘導仕様基準による場合

当該部分の床面積の合計が３００平方メートル

			未満のものは２６，０００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは４６，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは８３，０００円、５，０００平方メートル以上のものは１２５，０００円 (ｲ) 誘導仕様基準以外による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは４８，５００円、３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは８１，０００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１３８，０００円、５，０００平方メートル以上のものは１９７，０００円 イ 非住宅部分 (ｱ) モデル建物法による場合

			当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは６１，１００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは７７，６００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは１０２，１００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは１６５，１００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは２１６，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは２６０，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは３０５，０００円 (ｲ) 標準入力法等による場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のものは１５９，１

		００円、３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のものは１９９，２００円、１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のものは２５７，１００円、２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のものは３６６，７００円、５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のものは４５３，０００円、１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のものは５３５，０００円、２５，０００平方メートル以上のものは６１０，０００円

別表１７２の５の項額の欄２⑴ア中「第１条第１項第２号イ⑴(i)」を「第１条第１項第２号イ⑴」に改め、同欄２⑴イ中「第１条第１項第２号イ⑵(i)」を「第１条第１項第２号イ⑵」に改め、同欄２⑴ウ中「同じ。）」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、同欄２⑵ア(ｱ)中「第１条第１項第２号イ⑴(i)若しくは(ii)」を「第１条第１項第２号イ⑴」に改め、同欄２⑵ア(ｲ)中「第１条第１項第２号イ⑵(ii)」を「第１条第１項第２号イ⑵」に改め、同欄２⑵ア(ｳ)中「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加える。

別表備考第１号及び第２号を削り、同表備考第３号を同表備考第１号とし、同表備考第４号中「１７２の３の項２⑵イ(ｲ)ｂ又は１７２の４の項２⑵イ(ｲ)ｂ」を「１７２の３の項２⑵イ(ｲ)又は１７２の４の項２⑵イ(ｲ)」に改め、同号を同表備考第２号とし、同表備考第５号から第１２号までを２号ずつ繰り上げ、同表備考第１３号から第１５号までを削り、同表備考第１６号中「向上計画認定申請手数料等」の次に「（誘導仕様基準以外による場合に限る。）」を加え、「一の建築物の」を削り、同号を同表備考第１１号とし、同表備考第１７号中「建築物エネルギー消費性能基準」を「向上計画認定申請手数料等（誘導仕様基準による場合に限る。）又は建築物エネルギー消費性能基準」に改め、「仕様基準」の次に「又は誘導仕様基準」を加え、「一の建築物の」を削り、同号を同表備考第１２号とし、同表備考第１８号を削る。

付　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第６８号）の施行の際、現に都市の低炭素化の促進に関する法律（平成２４年法律第８４号）第５４条第１項の認定を受けている又は同法第５３条第１項の規定による認定の申請がなされている低炭素建築物新築等計画の同法第５５条第１項の規定による変更の認定の申請については、この条例による改正前の東京都板橋区手数料条例別表１７１の項の規定は、なおその効力を有する。

３　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和４年国土交通省令第６７号）の施行の際、現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成２７年法律第５３号）第３５条第１項の認定を受けている又は同法第３４条第１項の規定による認定の申請がなされている建築物エネルギー消費性能向上計画の同法第３６条第１項の規定による変更の認定の申請については、

この条例による改正前の東京都板橋区手数料条例別表１７２の４の項の規定は、なおその効力を有する。

（提案理由）

低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請等に係る手数料を定める等するほか、所要の規定整備をする必要がある。